

土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第五条第一項の規定により、次のとおり公示送達する。

平成二十一年五月二十八日

広島県収用委員会

一 送達を受けるべき者

深道澤人 安芸郡音戸町大字音戸九六六〇番地の一

二 送達すべき書類の名称

一般国道四八七号改築工事（藤脇バイパス（広島県呉市倉橋町字小松川地内から同市音戸町藤脇二丁目地内まで））並びにこれに伴う市道及び普通河川の付替工事に係る土地収用事件の第一回審理開催の通知書

三 土地等の表示

丁目	所在 地 番	地 目		地 積	取用（使用）しよ うとする土地の面 積（ ² m）
		公簿	現況		
	九四〇一一番				
	宅地	公簿（ ² m）		実測（ ² m）	
	宅地	五〇〇・七五		五〇〇・四一	二七四・三六
					一三六・八二
		内収用		一三七・五四	

四 送達すべき書類を保管している部局の名称及びその所在地

広島県土木局総務管理部土木総務課

広島市中区基町一〇番五二号

（注意） 右書類を受領しないときは、平成二十一年六月十一日をもって、その書類の送達があつたものとみなされます。